

令和4年度（2022年度）
「インボイス制度説明会・
登録申請手続きの相談会」

令和5年（2023年）10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

●日時

・7月27日（水）10時～11時
・8月31日（水）14時～15時

●場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室（湯浅町湯浅番地77）

●定員／20人（先着順）

※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

●申し込み先／湯浅税務署 法人課
税部門 ☎ 63-5406（直通）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止する形になりますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎ 63-5406

- ・基礎年金番号通知書、国民年金手帳、マイナンバーカード、通知カード

ド

年金

国民年金保険料の納付が
困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一小の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

●令和4年度（2022年度）の申込書の受付開始日／7月1日（金）

※申請・審査対象期間は、令和4年（2022年）7月から令和5年（2023年）6月。

※令和3年度（2021年度）以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1ヶ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

●申請書提出先

・住民課（吉備庁舎）・和歌山西年金事務所 ☎ 073-447-1660

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・離職票（失業などを理由として申請する場合）
- 免除・猶予の審査
免除の場合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は、本人・配偶者の前年所得により審査されます。
- 保険料の追納
免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。
ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

- ①世帯全員の住民税が非課税であること。
②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。
- | | |
|----|-------|
| 1人 | 100万円 |
| 2人 | 140万円 |
| 3人 | 180万円 |
- ※以後1人増えるごとに40万円加算
③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。
④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産（田畠山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。
⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付します。
保険証などをお持ちになり、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるのでご注意ください。

医療

老人医療費受給者証の更新

満67歳以上70歳未満の方のうち、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象とした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。

問 住民課（吉備庁舎）

- ・和歌山西年金事務所（郵送可）
- ・和歌山西年金事務所（郵送可）
- ・和歌山西年金事務所（郵送可）
- ・和歌山西年金事務所（郵送可）
- ・和歌山西年金事務所（郵送可）